

# 交通 DX 等労働生産性向上事業補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 1 日  
一般社団法人兵庫県トラック協会

## (趣旨)

第 1 条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）が実施する交通 DX 等労働生産性向上事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 ドライバー不足の影響を受けるトラック事業者が行う DX 等の労働生産性の向上に資する取組を支援するため、補助金を交付する。

## (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、別表 1 に定めるとおりとする。

## (補助金の対象経費)

第 4 条 補助金の対象経費は、別表 2 に定めるとおりとする。

## (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表 3 に定めるとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）、算定基礎資料及び補助金の対象経費を支払ったことを証する領収書等の写しを会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

## (申請内容の審査及び補助金の交付決定)

第 7 条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、補助金の振り込みをもって交付決定とする。

## (申請の取下げ)

第 8 条 交付申請者は、第 6 条の交付申請を取り下げることができる。

## (交付決定の取消し)

第 9 条 会長は、第 7 条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 交付申請者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 10 条 会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 11 条 交付申請者は、第 9 条に該当したことを理由に前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 交付申請者は第 9 条に該当したことを理由に前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第 12 条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 交付申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報をほかの事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、または兵庫県知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 交付申請者は、補助金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第 13 条 会長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は会長が別に定める。

2 会長及び交付申請者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表1 交付対象者（トラック）

交付対象者
<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有する者。</p> <p>ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。</p>

別表2 補助金の対象経費（トラック）

補助金の対象経費
<p>①車両効率化設備の導入に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テールゲートリフター</li> <li>・トラック搭載型クレーン</li> <li>・トラック搭載用2段積みデッキ</li> <li>・ダブル連結トラック</li> </ul> <p>②運行等管理システムの導入に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化事業にかかるシステム（車両動態管理システムを除く）</li> <li>・車両動態管理システム</li> <li>・原価管理システム</li> </ul>

別表3 補助金の額（トラック）

補助金の額			
<p>補助対象経費に下表の補助率を乗じた額（1,000円未満切捨）以内、かつ、補助上限の範囲内の額。</p> <p>ただし、予算の範囲内の額とする。</p> <p>なお、予算額に達した場合、その他必要と認めるときは、申請内容について調整を行うことがある。</p>			
①車両効率化設備		補助率	補助上限
テールゲートリフター	アーム式	1/12	50千円/台
	垂直式		50千円/台
	後部格納式		100千円/台
	床下格納式		100千円/台
トラック搭載型クレーン	大型	1/6	700千円/台
	中型		600千円/台
	小型		500千円/台
トラック搭載用2段積みデッキ			180千円/台
ダブル連結トラック			4,000千円/台
②運行等管理システム		補助率	補助上限
業務効率化事業にかかるシステム		1/4	120千円/者
車両動態管理システム			60千円/台
原価管理システム			30千円/者